安城市監査公表第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和４年２月２５日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

令和４年２月２５日

安城市長　神　谷　　学　様

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和３年１２月３日から令和４年１月２７日までの間に実施した定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項(指導事項)がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和４年４月２５日（月）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

１　特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（１）子育て支援課

収入調定及び納入通知が、収入金額決定後３か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

（２）文化振興課

契約書を作成する必要がある事案において、契約書を作成していなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

２　措置を講ずべき理由

（１）子育て支援課

収入調定は、収入金額が確定したときに起票し、納入通知は、安城市予算決算会計規則第３５条第３項第３号により、納付義務発生後１０日以内に送付しなければならない。

（２）文化振興課

安城市契約規則第２７条により、契約の相手方を決定したときは、７日以内に契約書を作成しなければならない。